

岩手県告示第551号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称 | 所在地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|--------|----------------|-----------------|
| 松園第二病院 | 盛岡市西松園三丁目22番3号 | 令和7年9月16日 |